

千葉県保育士修学資金貸付事業実施要領

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する千葉県保育士修学資金等貸付事業のうち保育士修学資金貸付について、千葉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び「保育士修学資金等貸付制度の運営について」（平成28年10月5日雇児発1005第11号）に定めるもののほか、この実施要領により実施するものとする。

第1条 貸付額

- 1 貸付額は次のとおりする。
 - (1) 養成施設に在学する予定の年数が2年以下である者については、月額5万円以内で貸付対象者の希望する額とする。
 - (2) 前号以外の者については、120万円以内で貸付対象者の希望する額とする。
- 2 入学準備金加算は、養成施設に入学する予定である者、又は養成施設に入学した者であって入学後1年未満の者を対象とし、1回30万円以内で貸付対象者の希望する額とする。
- 3 就職準備金加算は、養成施設を卒業する予定である者であって、5年間引き続き市内の従事先施設等において児童の保護等に従事しようとする意思を有する者を対象とし、1回20万円以内で貸付対象者の希望する額とする。
- 4 生活費加算は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、貸付決定後に世帯分離を行う意思を有する者を対象とし、1月当たり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1の第1章の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内で貸付対象者の希望する額とする。
- 5 実施要綱第4条第1項第1号オに定める「同種の修学資金等を借り受けていないこと」とは次の各号に規定する貸付金等を借り受けていないこととする。
 - (1) 生活福祉資金の修学に関する貸付金
 - (2) 父子、母子及び寡婦福祉資金の修学に関する貸付金
 - (3) その他指定保育士養成施設の貸付金等

第2条 貸付金の使途

修学資金は、授業料、実習費、教材費等の納付金額の他、参考図書、学用品、交通費等（生活費加算分については、在学中の生活費を含む。）の養成施設における修学に必要な費用を貸付けるものとする。この場合において、実施要綱第6条第1項に定める金額の範囲内において、授業料等の養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けるものとする。

第3条 貸付期間

貸付期間は、養成施設に入学した日又は入学する予定である日を始期とし、養成施設を卒業する予定である日を終期とする。ただし、貸付けの申込みをする時点において、養成施設に入学後1年以上が経過している者にあつては、貸付けの申込みがあつた日を貸付期間の始期とする。

第4条 貸付けの申込み

貸付対象者は、貸付けの申込みを行うに当たって、養成施設の長を通じて次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、生活保護受給世帯の者が養成施設への入学前に貸付けの申込みをしようとする場合は、修学資金の貸付けを受けようとする者が直接本会会長に申込みを行うものとする。

- 1 千葉県保育士修学資金貸付申込書（第1号様式）
- 2 貸付対象者及び連帯保証人の現住所の住民票
- 3 学業成績証明書（申請年度に入学した者を除く）
- 4 実施要綱第4条第1項第1号ウ（ア）に規定する中高年離職者にあつては、離職してから2年以内であることを証明する書類
- 5 連帯保証人の前年の所得金額を証する書類（確定申告書、源泉徴収票の写し等）
- 6 個人情報の取扱いについて
- 7 貸付対象者及び連帯保証人の身分証明書の写し
- 8 在留カードの写し（表・裏）（日本国籍を有していない申請者のみ提出）
- 9 生活費加算を受けようとする者にあつては、実施要綱第3条第4項に該当することを証明する書類（貸付対象者の居住地を管轄する福祉事務所等（以下「福祉事務所等」という。）の長が発行する生活保護受給証明書等）
- 10 修学費用状況計算書（第1号様式別紙）
- 11 他の奨学金等との併用を希望する者にあつては、借入状況が確認できる書類
- 12 養成施設の長の推薦状（第2号様式）
- 13 その他、契約の相手方の選考に当たり本会会長が必要と認めるもの

第5条 関係機関への協力依頼

- 1 本会会長は、養成施設の長に対して、次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。
 - (1) 貸付対象者に対して、養成施設の長の推薦状を交付すること。
 - (2) 貸付対象者から保育士修学資金貸付の申込書を受け取り、本会会長に提出すること。
 - (3) 本会会長が決定した保育士修学資金の貸付けの適否に関する通知書を貸付対象者に交付すること。
 - (4) 貸付決定者に対して連絡指示を行うこと。
 - (5) 貸付決定者が在学中に遵守すべき事項について指導すること。
 - (6) 貸付対象者の在学に関する状況の報告をすること。
 - (7) その他必要と認める事項について本会会長に協力すること。

2 本会会長は、従事先施設等の長に対して、次に掲げる事項の調査について協力を依頼するものとする。

- (1) 貸付対象者等の現住所
- (2) 保育士業務の従事に関する状況
- (3) その他必要と認める事項

3 本会会長は、福祉事務所長に対して次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。

- (1) 本会会長から依頼があった場合には、本会会長に対して、本会会長が別に定める意見書により、本貸付けによる貸付対象者への自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見書を交付すること。
- (2) 保育士修学資金の貸付決定が行われた場合には、貸付けの実施時期及び世帯分離の時期について本会会長と協議すること。
- (3) 世帯分離を行った場合について、保護変更決定通知書等を交付するに当たっては、速やかに本会会長に持参する等の助言を行うよう努めること。
- (4) 世帯分離を行った場合については、分離後においても通学状況等の把握に努め、世帯分離の要件を満たしているかどうかについて毎年検討を行うこと。
- (5) その他必要と認める事項

4 本会会長は、連帯保証人及びその他関係機関に対して、必要に応じ、次に掲げる事項の調査について協力を依頼するものとする。

- (1) 貸付対象者及び連帯保証人の現住所
- (2) その他必要と認める事項

第6条 連帯保証人

連帯保証人については、1名以上とする。

第7条 貸付けの決定

- 1 本会会長は、貸付けの決定をしたときは、千葉市保育士修学資金貸付承認（不承認）決定通知書（第3号様式）により貸付対象者に通知するものとし、当該通知により貸付契約が締結されたものとする。
- 2 生活費加算を受けることとなった貸付対象者は、速やかに世帯分離を行った後、生活保護が廃止されていることを証明する書類（福祉事務所等の長が発行する保護変更決定通知書の写し等）を本会会長に提出するものとする。
- 3 貸付対象者は、貸付けが決定したときは、連帯保証人連署の上、遅滞なく千葉市保育士修学資金貸付借用証書（第8号様式）、貸付対象者又は法定代理人及び連帯保証人の印鑑証明書を提出しなければならない。

第8条 貸付金の支給

貸付金の支給は原則として貸付対象者の口座へ振込むものとする。また、支給の時期は別に定めるものとする。

第9条 貸付契約の解除及び貸付けの休止の手続き

- 1 貸付対象者は、実施要綱第9条に定める事由に至ったときは、千葉市保育士修学資金貸付停止・再開・辞退等届（第4号様式）を本会会長に提出するものとする。
- 2 本会会長は、実施要綱第9条第1項及び第2項の規定により貸付契約を解除したときは、千葉市保育士修学資金貸付契約解除通知書（第5号様式）により貸付対象者に通知するものとする。
- 3 本会会長は、実施要綱第9条第3項の規定により貸付けを休止したときは、千葉市保育士修学資金貸付停止通知書（第6号様式）により貸付対象者に通知するものとする。
- 4 実施要綱第9条第3項の規定により貸付けを休止された貸付対象者は、当該事由が解消されるに至ったときは、千葉市保育士修学資金貸付停止・再開・辞退等届（第4号様式）に当該届出の内容を証明する書類を添えて本会会長に提出するものとする。
- 5 本会会長は、実施要綱第9条第3項の規定により休止された貸付けを再開したときは、千葉市保育士修学資金貸付再開通知書（第7号様式）により貸付対象者に通知するものとする。
- 6 本会会長は、生活費の加算を受けることとなった貸付対象者が、生活保護が廃止されていることを証明する書類を提出しなかったときは、貸付契約を解除できるものとする。

第10条 返還の手続

- 1 貸付対象者は、貸付金を返還するにあたっては、本会と協議のうえ千葉市保育士修学資金貸付返還計画書（第9号様式）を作成し、これに基づき返還するものとする。
- 2 前項の規定によりがたい場合は、本会会長が返還計画を定め、貸付対象者へ通知するものとする。

第11条 返還の債務の履行猶予の手続

- 1 貸付対象者は、実施要綱第12条の規定による返還の債務の履行猶予を受けようとする場合、千葉市保育士修学資金貸付返還猶予申請書（第10号様式）を本会会長に提出するものとする。ただし、次に該当する者は、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 実施要綱第12条第1項に該当する者は、当該養成施設の在学証明書
 - (2) 実施要綱第12条第2項に該当する者は、保育士登録済通知書証の写し
 - (3) 実施要綱第12条第3項に該当する者は、業務従事届（第17号様式）（履行猶予を受ける期間の各年）
 - (4) 実施要綱第12条第4項に該当する者は、当該事実を証明する書類（罹災証明書、医師の診断書等）
 - (5) 実施要綱第12条第5項に該当する者は、業務従事届（第17号様式）、当該求職

状況を証明する書類

- 2 本会会長は、履行猶予の決定をしたときは、千葉市保育士修学資金貸付返還猶予承認（不承認）通知書（第11号様式）により貸付対象者に通知するものとする。

第12条 返還の債務の免除の手続

- 1 貸付対象者（ただし、貸付けを受けた者が死亡した場合等は連帯保証人又は法定相続人とする。）は、実施要綱第13条又は第14条の規定による返還の債務の免除を受けようとする場合、千葉市保育士修学資金貸付返還免除申請書（第12号様式）を本会会長に提出するものとする。ただし、次に該当する者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 実施要綱第13条第1項第1号に該当する者は、保育士証の写し及び当該従事先施設等の業務従事届（第17号様式）

(2) 実施要綱第13条第2項に該当する者は、当該事実を証明する書類（労働災害の認定を証明する書類、死亡診断書、障害者手帳等）

(3) 実施要綱第13条第3項の特例を受けようとする者は、当該事実を証明する書類（当該従事先施設等の業務従事届（第17号様式）、罹災証明書、医師の診断書等）

(4) 実施要綱第14条第2項第1号に該当する者は、当該事実を証明する書類（保育士証の写し、当該従事先施設等の業務従事届（第17号様式）、罹災証明書、障害者手帳等）

- 2 本会会長は、免除の決定をしたときは、千葉市保育士修学資金貸付返還免除承認（不承認）通知書（第13号様式）により貸付対象者に通知するものとする。

- 3 実施要綱第14条第2項第1号に定める残債務の一部免除の額は、次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

一部免除の額＝貸付金の総額（延滞利子含む）× ※（従事した月数÷（貸付を受けた月数×2分の5（中高年離職者等については2分の3）））

※この数値が1を超えるときは、1とする

第13条 貸付対象者の届出義務

貸付対象者（ただし、貸付けを受けた者が死亡した場合は連帯保証人又は法定相続人とする。）は、貸付期間中又は返還債務の全部が返還又は免除されるまでの期間において、次に定める事項について届け出るものとする。

(1) 貸付対象者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更した場合においては、千葉市保育士修学資金貸付契約事項変更届（第14号様式）に、本会会長が指定する書類を添えて提出するものとする。

(2) 貸付対象者が従事先施設等を変更した場合においては、千葉市保育士修学資金貸付契約事項変更届（第14号様式）に従事先施設等の業務従事届（第17号様式。変更前と変更後でそれぞれ1部）を添えて提出するものとする。

- (3) 連帯保証人を変更しようとする場合においては千葉市保育士修学資金貸付連帯保証人変更申請書兼連帯保証書（第15号様式）に、当該連帯保証人の前年の所得金額を証する書類、印鑑証明書及び現住所の住民票を添えて提出するものとする。本会会長は、連帯保証人変更の決定をしたときは、千葉市保育士修学資金貸付連帯保証人変更承認（不承認）通知書（第16号様式）により貸付対象者に通知するものとする。

第14条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月28日から施行する
- 2 第3ただし書きの規定にかかわらず、養成施設に入学後1年以上経過している者が平成28年度中に申込みをする場合には、平成28年度の修学資金に係る貸付を遡及して行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、令和元年6月20日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。